

# 沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

(当日が県の休日に) 当たるときは休刊とする。

目 次

#### 告 示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第	
10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数(国民健康保険課)	1
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定(村づくり計画課)	2
○公共測量の実施の終了の通知(農地農村整備課)	2
○都市計画事業の変更の認可(道路街路課)	2
公告	
○建設業者の許可の取消し(技術・建設業課)	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(警察本部警務課)	
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告(警察本部警務課)	6
内水面漁場管理委員会事項	
○沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部を改正する告示	9
正一誤	
○令和3年10月29日付け公報定期第4980号中訂正	9

# 告示

## 沖縄県告示第66号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、令和4年4月1日から適用する。

なお、令和3年沖縄県告示第60号(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数)は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月8日

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0. 6988875913995
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0. 942922687059
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0. 7239629302736
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0. 999999983187
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0. 7116559519828

政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0. 999999943051
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

#### 沖縄県告示第67号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、宮古島市イリノソコ地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画(以下「換地計画」という。)の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと(審査請求を した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6か月以 内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

#### 沖縄県告示第68号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 伊是名村地内 (伊是名東部第2地区)
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月30日から令和4年2月9日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

#### 沖縄県告示第69号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第445号で認可した 那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・2・浦1号沢岻石嶺線
- 3 事業施行期間 平成23年9月13日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年3月8日

- 1(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 有限会社南部開発工業
  - (3) 代表者名 上原昇
  - (4) 所在地 那覇市字真地47番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第6006号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社ラテンマーブル
  - (3) 代表者名 中村竜之
  - (4) 所在地 八重瀬町字後原1133番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13090号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月6日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 義建設
  - (3) 代表者名 島袋雄次郎
  - (4) 所在地 うるま市字兼箇段1930番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13055号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月11日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社ユウヒ開発
  - (3) 代表者名 越来均
  - (4) 所在地 うるま市字字堅897番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第11121号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を 廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社フォースター建装
  - (3) 代表者名 赤嶺真吾
  - (4) 所在地 豊見城市字豊見城574番地19
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13865号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社光永企画
  - (3) 代表者名 光永光
  - (4) 所在地 西原町字徳佐田6番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-2) 第14145号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社大智
  - (3) 代表者名 屋嘉比康暢
  - (4) 所在地 南大東村字在所264番地4
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第9243号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月17日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 有限会社前川工業
  - (3) 代表者名 前川一
  - (4) 所在地 嘉手納町字水釜190番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第6653号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月18日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 克雷気水道工事社
  - (3) 代表者名 平良克也
  - (4) 所在地 糸満市字糸満1435番地の2
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第4745号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月20日付けで、建設業法第12条に基づき防水工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社フレームワーク
  - (3) 代表者名 大城真
  - (4) 所在地 宜野湾市志真志一丁目13番18号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-1) 第12247号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月20日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社タマシロ
  - (3) 代表者名 玉城充也
  - (4) 所在地 糸満市字照屋99番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第13232号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 有限会社春工務店
  - (3) 代表者名 山城昌春
  - (4) 所在地 うるま市与那城92番地4
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第5736号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 13(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社未来電
  - (3) 代表者名 光井さよ子
  - (4) 所在地 名護市字許田201番地31
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-1) 第10784号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年9月8日
  - (2) 商号名 株式会社カイコン
  - (3) 代表者名 比嘉吉正
  - (4) 所在地 名護市字稲嶺770番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-3) 第13025号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和3年10月1日
  - (2) 商号名 和工務店
  - (3) 代表者名 仲里和男
  - (4) 所在地 那覇市松川 3 丁目18番23号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第13961号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 令和3年10月8日
  - (2) 商号名 大沖工業
  - (3) 代表者名 新里一仁
  - (4) 所在地 うるま市与那城饒辺909番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第13455号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年3月8日

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察勤務管理システム等(以下「勤務管理システム等」という。)の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和4年3月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年

間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類又は徴収の猶予(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項に規定するもの に限る。)を受けていることを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那 覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2691、2692又は2693)
  - (3) 申請書等の受付期間 令和4年3月15日(火曜日)から同年4月8日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日(金曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する勤務管理システム等の 賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和4年3月8日

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察勤務管理システム等(以下「勤務管理システム等」とい

- う。) の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和5年2月28日 (火曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和4年3月8日付け沖縄県公報定期第5013号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格 及び申請方法等についての公告(警察本部警務課)による勤務管理システム等の賃貸借に係る入札参 加資格を有すると認められた者
    - イ 勤務管理システム等の構築及び設定を円滑に行うことができること並びに当該勤務管理システム等 に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体 制証明書を令和4年4月8日(金曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出した者
    - ウ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関す る資格取得者(以下「ネットワーク技術者」という。)を有している者
    - エ Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース 関連の資格取得者(以下「データベース技術者」という。)を有している者
    - オ Microsoft Windows Server 2012関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者(以下「MCP認定技術者」という。)を有している者
    - カ 勤務管理システム等に関する知識を有する技術者(以下「専任技術者」という。)を2人以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者及びMCP認定技術者の指示の下、勤務管理システム等を円滑に保守することができる体制を確保できることを証する書類を令和4年4月8日(金曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出した者
    - キ 納入しようとする勤務管理システム等の機能等証明書を令和4年4月8日(金曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該勤務管理システム等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
    - ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジ メントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を取得している者
    - ケ VMware社の仮想化技術を利用したハイパーバイザー型のサーバ導入実績を有している者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 令和4年3月15日 (火曜日) から同年4月8日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び休日を除 く。) のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862 -0110 (内線2691、2692又は2693)
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 令和4年3月15日 (火曜日) から同年4月8日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び休日を除 く。) のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862 -0110 (内線2242)
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和4年4月19日(火曜日)午前10時
  - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和4年4月15日(金曜日)午後6時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年3月15日(火曜日)から同年4月8日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
  - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和4年4月18日(月曜日)午後6時まで に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和4年4月18日 (月曜日) 午後6時
    - イ 方法 簡易書留郵便により 4(2)の場所に提出すること。
  - (4) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時 令和4年3月15日 (火曜日) 午後2時
    - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階401会議室
  - (5) 最低制限価格 設定しない。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
  - (1) Name and Quantity of the Products to be Procured
    - Lease of Devices for Okinawa Prefectural Police Work Management System: One Complete Set
  - (2) Characteristics of the Products to be Procured
    - Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
  - (3) Pre-Bid Meeting
    - Date and Time: Tuesday, on March 15, 2022 at 14:00
    - Place: Conference Room 401, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
  - (4) How to Submit the Bid Document
    - Deadline: Monday, on April 18, 2022 at 18:00
    - Place: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

- st Bid by the Telegram and Electrical Transmission is not acceptable.
- (5) How to Submit the Bid Document by Mail

Deadline: Monday, on April 18, 2022 at 18:00

\* The Bid Document must be delivered by Registered Mail to the Handling Division.

(6) Bid Opening

Date and Time: Tuesday, on April 19, 2022 at 10:00

Place:Bidding Room of Finance Division, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.

(7) Handling Division

Organization: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture 900-0021

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

# 内水面漁場管理委員会事項

#### 沖縄県内水面漁場管理委員会告示第1号

沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月8日

沖縄県内水面漁場管理委員会

会長 立 原 一 憲

### 沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程の一部を改正する告示

沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程(平成18年沖縄県内水面漁場管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、漁業法第173条において準用する同法第137条第2項の規定により知事が選任した会長の任期は、選任後の最初の会議の日までとする。

第5条中「及び」を「並びに前条の規定により」に、「並びに」を「及び」に改める。

## 附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

|--|

令和3年10月29日付け公報定期第4980号登載の「収用の裁決手続開始の決定(沖縄県収用委員会告示第9号)」中次のとおり誤り。

ページ	行		誤				正	
5	上から10			(1)	)9番 1			
		氏名	住所	権利の種類		氏名	住所	権利の種類
		株式会社沖 縄銀行 代表取締役 山城正保	那覇市久茂 地3丁目10 番1号			株式会社沖 縄銀行 代表取締役 山城正保	地3丁目10	根抵当権 平月17日第30 4号 根抵6年1 月17日第30 5号 根成6年1 月17日第30

				6号 根抵当権 平成25年3 月25日第15 21号
		株式会社沖 縄電力 代表取締役 本永浩之	五丁目2番	賃借権
	(2)	石垣市字为	·浜西浦原170	)9番 2
		氏名	住所	権利の種類
		株式会社沖 縄銀行代表取締役 山城正保	地3丁目10	根形成 6 年 1 月 17 日 4 号 根 成 6 年 1 月 17 日 当 6 号 抵 成 6 号 抵 成 6 号 抵 成 6 号 抵 成 6 号 抵 成 25 日 21 号

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

 電話番号
 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1